

暴風・暴風雪・特別警報

が発令された場合の事業の中止について

区分	暴風・暴風雪・特別警報 発令の場合	大雨・洪水・高潮・大雪 警報発令の場合	震度5強以上の地震発生、 東海地震注意報・警戒宣言発令 の場合	
講座等 事業	午前7時迄に解除 <u>されない</u>	午前の事業 中止	【原則】 事業を実施 ※但し※ 予想される危険が地域ごと に異なるため、名古屋市と 協議の上「暴風警報」に準じ た措置をとる	事業中止
	午前7時～11時迄に 解除	午後の事業 実施		
	午前11時迄に解除 <u>されない</u>	午後の事業 中止		
自由 利用	「警報発令中」 【原則】中止			

※認知症予防事業、館外事業：上記の対応に準ずる